栃木県における手足口病の発生動向について

●県内における定点当たり報告数

栃木県保健福祉部 令和元(2019)年7月11日

	令和元(2019)年									
集計期間	第 18 週 4/29-5/5	第 19 週 5/6-12	第 20 週 5/13-19	第 21 週 5/20-26	第 22 週 5/27-6/2	第 23 週 6/3-9	第 24 週 6/10-16	第 25 週 6/17-23	第 26 週 6/24-30	第 27 週 7/1-7
	〔10 週前〕	[9週前]	[8週前]	[7週前]	[6週前]	〔5週前〕	〔4週前〕	〔3週前〕	〔2週前〕	〔前週分〕
県内報告数	10	18	23	25	26	34	60	71	131	280
定点当たり	0.21	0.38	0.48	0.52	0.54	0.71	1.25	1.48	2.73	5.83

※上記の「県内報告数」は、県内で指定された小児科定点(48医療機関)からの1週間当たりの患者報告数(人) を意味し、「定点当たり」は、1週間に一定点医療機関からどのくらいの報告数(平均:人)があったかを表す数 値です。

●第27週分の保健所管轄別内訳

保	健	所	宇都宮市	県 西	県 東	県 南	県 北	安 足	合 計
報	告	数	79	24	3	105	25	44	280
定点	ち当た	こり	7.18	4.80	0.75	2.55	2.50	6.29	5.83

●保健所管轄別報告数の推移

期間等		第	23週	第	24週	第	25週	第26週		
		報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	
宇都宮市		22	2.00	26	2.36	24	2.18	34	3.09	
県	西	6	1.20	14	2.80	15	3.00	24	4.80	
県	東	0	0.00	0	0.00	1	0.25	1	0.25	
県	南	2	0.18	11	1.00	12	1.09	45	4.09	
県	北	2	0.20	8	0.80	16	1.60	23	2.30	
安	足	2	0.29	1	0.14	3	0.43	4	0.57	

※手足口病の警報レベルについて

手足口病の警報レベルは、県内各保健所定点当たり5人以上で該当し、終息基準値2人を下回るまで継続します。 なお、注意報レベルの基準値は設定されていません。

下線 ~~~~ : 警報レベルを超えた定点当たり報告数 〔定点当たり 5以上〕 (終息基準値2を下回るまで継続される)

(国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムによる)

各保健所管内定点数及び担当区域(令和元(2019)年度)

宇都宮市保健所 県西健康福祉センター 1 1 : 宇都宮市

県東健康福祉センター

5 :鹿沼市、日光市

4 : 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

県南健康福祉センター

11:小山市、上三川町、下野市、野木町、栃木市、壬生町

県北健康福祉センター

10: 大田原市、那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、

那須烏山市、那珂川町

安足健康福祉センター 48]

7 : 足利市、佐野市